

視察地 北海道十勝郡浦幌町

1 視察年月日 平成 30 年 11 月 22 日

## 2 視察の目的

平成 30 年 6 月に執行された本町議会の町議会議員選挙が 1 人欠員の無投票で終わったことから、平成 31 年度に 1 年間かけて「庄内町議会議員のなり手不足解消調査特別委員会」を設置し調査することとした。そこで、平成 27 年 4 月に執行された町議会議員選挙において、議員定数を 13 人から 11 人に削減したにもかかわらず、欠員 1 人という結果に終わり、その後に議員のなり手不足の調査研究を行い、検証報告書を作成した浦幌町議会を視察調査することとした。

## 3 視察地の概況

浦幌町は、明治 33 年に三つの村が一つになって誕生し、この年を開町の年としている。その後昭和 29 年に町制を敷き、平成 11 年に 100 周年を迎えている。

位置は、東は釧路市と白糖町に、西は豊頃町と池田町に、南は太平洋に、北は本別町に隣接している。産業は農林水産業を基幹産業としている町であり、盛夏期は摂氏 30 度以上にも昇ることがあり、冬期は摂氏 -25 度に降りることもあるが、比較的積雪量は少ない町である。

なお、早稲田大学マニフェスト研究所が 2016 年に発表した議会改革度ランキングでは全国で 97 位となっており、平成 29 年には第 12 回マニフェスト大賞の最優秀成果賞を受賞している。

## 4 取り組みの現況

以下の報告の項目の後に記載してあるページは、浦幌町議会がまとめた 2 編の資料のページである。

### (1) 平成 27 年 4 月の選挙で欠員がでる以前の議会活性化の取り組み

#### ア 議会基本条例 議会活性化の軌跡（以降「軌跡」と表記）9 ページ

平成 24 年 12 月定例会で可決し、平成 25 年 4 月 1 日に議会基本条例を施行した。

#### イ 議案の公開 軌跡 9 ページ

平成 12 年度から議案の閲覧を可能とし、その後、臨時会・委員会の議案も閲覧できるようにした。

なお、平成 26 年第 3 回定例会から、個人情報の取り扱いに留意したうえで議案を配布できるようにした。

#### ウ 会議録の公開 軌跡 10 ページ

平成 12 年第 1 回定例会の会議録副本を図書館に配備し、平成 17 年度から町のホームページが作成されたことから会議録を公開し、平成 25 年度から委員会の会議録も公開できるようにした。なお、動画配信はされていない。

#### エ 一般質問の一問一答方式 軌跡 11 ページ

平成 25 年第 2 回定例会から実施している。

また、芽室町議会が龍谷大学の土山教授を招いた研修会に浦幌町議会も参加し、その講演及び研修内容を参考に、質疑・質問力向上のため、平成 27 年 5 月に「質疑・質問にあたっての留意事項」を作成した。

オ 町長の反問権付与 軌跡 11 ページ

平成 25 年第 2 回定例会から実施し、平成 27 年第 4 回定例会で町長が初の反問権を行使した。

カ 傍聴の推進 軌跡 12 ページ

平成 26 年第 1 回定例会に浦幌中学校の 3 年生が議会傍聴している。また平成 28 年第 1 回定例会に浦幌中央小学校の 5、6 年生が議会傍聴している。その後、両校とも毎年傍聴している。

キ 日曜議会 軌跡 12 ページ

平成 12 年第 1 回定例から実施し、49 人の傍聴者があった。その後毎年 1 回実施しており、平均 30 人前後の傍聴者があった。

ク ナイター議会 軌跡 13 ページ

平成 24 年第 1 回定例会から予算審議において、18 時から 21 時まで実施し 17 人の傍聴者があった。平成 25 年 3 月定例会からは 18 時から 20 時まで一般質問で実施し、毎年平均して 15 人前後の傍聴者があった。

ケ 議会報告会（町民との意見交換会） 軌跡 14 ページ

平成 21 年に「町民との対話集会」として議員有志数人で開催。平成 22 年度は「町民と議員との対話集会」として実行委員会方式で実施し 26 人の参加者があった。

平成 23 年度～24 年度は「議会報告会」として、議会運営委員会中心で実施し、25 人前後の参加者があった。

平成 25 年度になって議会基本条例が施行されたことから、正式に 2 班、2 会場で実施し、合計 33 人の参加者があった。

平成 26 年度は、2 班、4 会場で実施し、合計 81 人の参加者があった。

平成 27 年度～29 年度は、全議員が 4 会場で実施し、平均して合計 50 人以上の参加者があった。なお、平成 28 年 2 月からはワールドカフェ方式で開催している。

コ 一般会議 軌跡 16 ページ

平成 26 年度から、商工会と農協の役職員と年 1 回、それぞれの課題を設定し懇談会を実施している。

サ 議会モニター制度 軌跡 18 ページ

平成 25 年 4 月には、5 人のモニターに委嘱状を交付し第 1 回モニター会議を開き、平成 27 年 3 月まで年 2 回開いている。なお、モニターの資格要件は 18 歳以上の町民であることと公務員でないこととした。

平成 27 年 4 月からは 6 人。平成 29 年 4 月からは 8 人のモニターを委嘱し、3 班集体とし、年 4～5 回のモニター会議を行っている。また、平成 29 年度から外部評価制度を導入し、議会モニターの外部評価シート（項目ごとに基本 3 段階で評価し、その評価をさらに細部 5 段階、計 15 段階に評価している）で評価し、平成 28 年 7 月からは、任期最終年に議会広報に議会モニターの声とともに掲載している。

なお、1 年間の記念品として 7,000 円の商品券を贈っている。

シ 議会活性化講演会 軌跡 20 ページ

平成 23 年度から、年 1 回、地方議会について識見のある大学教授などを講師に招いて、議場で講演会を開催し、講師と議会との意見交換をしている。特に平成 27 年度からは、議員のなり手不足を演題として講師に依頼し、意見交換をしている。

ス 定例会毎の反省会 軌跡 26 ページ

平成 25 年第 2 回定例会から、議会側の質問や当局側の答弁の反省点を最終日の昼まで文章にして提出し、閉会後の反省会で検証を行っている。なお、協議が必要なものは議会運営委員会で協議している。

セ ポスター掲示 軌跡 30 ページ

平成 12 年第 1 回定例会の案内ポスターを作成し約 1 箇月掲示している。その後、定例会の案内に加え議会報告会や議会活性化講演会などのポスターも掲示している。なお、ポスターの作成は町の印刷機と紙を使用し経費を抑えている。

(2) 平成 27 年 4 月の選挙で欠員がでた後の議会活性化の取り組み

ア アンケート調査 軌跡 34 ページ

平成 27 年 10 月 1 日～16 日の期間で、2000 人の町民を対象に 41 間の議会町民アンケート調査を実施したところ、614 人から回答があり回収率は 30.9%であった。なお、集計作業は業者に委託している。このアンケート結果が、その後の議員のなり手不足の検証に生かされている。

イ まちなかカフェDE議会 軌跡 22 ページ

町民アンケートの結果を踏まえ、議会や議員を身近に感じていただくために、平成 28 年 3 月から公民館・教育文化センターやスーパーマーケットの休憩所を借りて、それぞれで 1 回、年 3 回、町民とお茶を飲みながら意見交換をしている。また平成 29 年度は、議会活性化の展示コーナーも設けている。来訪者は 10～20 人、多い時で 40 人である。また展示コーナーは 150 人ほどの閲覧者がある。

また、会話の約 9 割は世間話だが、残りの約 1 割で町民の本音が聞けるとのことであった。

ウ まちなかおじやまDE議会 軌跡 24 ページ

町民アンケートの結果を踏まえ、議会や議員を身近に感じていただくために、平成 28 年 11 月に浦幌消防団の第 1 分団と意見交換を実施し、平成 29 年度は浦幌小学校の 5、6 年生や浦幌消防団の第 2 分団と実施している。

なお、選挙権が 18 歳以上となったことから、この 11 月中に地元高校生を対象にまちなかカフェDE議会を実施するとのことであった。

エ 定例会前の勉強会 軌跡 26 ページ

平成 28 年 9 月から、議案に対し、全員協議会として事前に意見交換することで議案の要点の共有を図っており、意見の調整や統一になることのないように留意し実施している。また、必要によっては町に資料要求している。

オ ポケットティッシュチラシ 軌跡 33 ページ

平成 28 年度の「まちなかカフェDE議会」を周知するためにチラシの入ったポケットティッシュを配布した。また、平成 29 年度から「まちなかカフェDE議会」に加え、「ナイター議会」「議会報告会」「議会活性化講演会」のポケットティッシュも

作成し周知している。

(3) 議員のなり手不足の検証

平成 27 年 5 月から議員全員で議員のなり手不足解消に向けて動き出し、同年 6 月から平成 28 年 9 月まで 1 年 3 箇月の期間をかけて協議した内容と調査した資料を 177 ページに及ぶ検証報告書を作成し、平成 28 年 3 月定例会で報告した。なお、その後にパブリックコメントを実施したが町民からの意見はなかった。

アンケート調査結果を踏まえ、「気軽に対話できる議会」「情報公開・情報提供の推進」「議員・議会の機能向上」を基本施策として掲げ、議会・議員・事務局が一体となったチーム議会を平成 28 年 1 月に始動させ、さらになり手不足の解消と活性化に向けて、取り組みを加速させている。

ア 選挙制度について（国に求める 4 つの提言）

(ア) 再選挙の仕組みについて

議員のなり手不足の検証（以降「検証」と表記）37 ページ

公職選挙法第 110 条では、市町村の議会議員選挙の結果、議員の欠員が定数の 6 分の 1 を超えた時には、50 日以内に再選挙を執行することになる。しかし、浦幌町議会の定数は 11 人であり、2 人以上の欠員になれば再選挙となることから、国に対して定数の少ない議会については 4 分の 1 に緩和するなど、総合的に検討するように国に対して求めるとしている。

(イ) 被選挙権について 検証 42 ページ

過疎化していく地方自治体の議員のなり手不足に対応するため、選挙権の引き下げ同様に、被選挙権についても 18 歳以上にするように国に対して求めるとしている。

(ウ) 補欠選挙の要件緩和について 検証 45 ページ

公職選挙法第 113 条では、市町村の議会議員選挙の結果、議員の欠員が定数の 6 分の 1 を超えない場合は、同一の地方公共団体の他の選挙（町長選挙）の際に補欠選挙を行うことになる。しかし浦幌町では町議会議員選挙と町長選挙が同日に執行されることから不可能である。このことから、補欠選挙を国政選挙や県政選挙などと同時に執行できるように「他の選挙が行われるとき」などとするよう国に対して求めるとしている。

(エ) 選挙公営について 検証 79 ページ

供託のあり方を含めて、選挙運動用の宣車及び個人演説告知・選挙運動用ポスターについて、町村においても選挙公営の対象拡大を図るように国に対して求めるとしている。

イ 議員報酬について 検証 75 ページ

平成 20 年 6 月に地方自治法の一部が改正され、議員報酬とは議会活動に対する一定の対価として与えられる反対給付であるとされたことから、浦幌町議会では報酬の計算を原価方式とすることとした。

そこで、表に現れる議員の議会活動日数として、定例会・常任委員会・議会報告会・町の行事などを 80 日とした。また、表に現れない議員の議会活動日数として、議案の事前調査や一般質問の調査や準備などを 61 日とした。ただし表に現れない

議員の議会活動日数は、一般質問の有無や委員会の所属などでばらつきがあるので、これを2分の1とし、表に現れる議員の議会活動日数との合計を110日とした。

これにより町長の職務遂行日数である330日との対比は33%となり、町長の給料70万円の33%で議会議員の報酬を231,000円とした。これに委員長は1.1を乗じ254,000円、副議長は1.2を乗じ277,000円、議長は1.5を乗じ346,000円とし、これを浦幌方式とした。なお、条例改正について町長は理解しており報酬等審議会を設置しないとのことであり、議会基本条例で議員報酬改正案は議会が提案できると定めていることから、浦幌方式を参考にこの12月定例会に議会提案するとのことであった。

また、政務活動費は導入しないこととしている。

なお、若者などの議員なり手不足を解消するために、若者手当、育児手当などの支給を国に対して求めるとしている。

また、地方議会議員の厚生年金制度への加入、あるいは退職金支給などの検討を含め、国に対して求めていくとしている。

#### ウ 議員の兼職について 検証100ページ

議員のなり手不足を解消するために、全ての議会をナイター議会・日曜議会に移行することは、議員側、執行機関側ともに肉体的・精神的負担が増加すると思われることや、行政の通常業務への影響が懸念されること。さらには、執行機関側の出席日数の増加、夜間勤務、時間外手当の経費の増加、各種団体からの出席依頼などの制限が懸念されることから、現実的でないとしている。

そこで、町独自の施策として「議会議員チャレンジ奨励・雇用促進事業補助金(仮称)」の制度設立を提案している。その内容は、浦幌町議会議員を正規雇用している中小企業に、議会議員が欠勤した場合の補填として月額10万円の補助金を支給するものである。また、厚生労働省が実施している「若者チャレンジ奨励金」のように、国が「議会議員チャレンジ奨励金」として企業に対し支給できないか求めていくとしている。

#### エ その他 検証125ページ

最後に、その他として、議会は今後も議員のなり手不足に対する体制整備をし、議員力・議会力を向上させていくとしている。ただし、町民の皆さんにも単に定数を減らすのではなく、今後のまちづくりのために、どのくらいの議員で、どのようにしていくのか。そのためには議員を出していかなければならないということを踏まえ議論していただきたいと伝えている。そして、今後も議会の仕組みや議会制度の情報提供もさせていただくとともに、意見交換の場を設けながら、一緒に考えていきたいと結んでいる。

### 5 考察

浦幌町議会の活性化の取り組みを視察して、本町議会の取り組みと比較し、その多くが名称や細部の仕組みが違えども、その考え方や基本的な内容はほぼ同じであり、本町議会の方向性が間違っていないことを確かめることができた。

本町議会で実施していない取り組みとしては、日曜・ナイター議会、ポスター掲示・ポケットティッシュチラシ、まちなかカフェDE議会、定例会前の勉強会がある。

日曜・ナイター議会については、インターネットでの動画配信で補完されていると判断する。

ポスター掲示・ポケットティッシュチラシと「まちなかカフェDE議会」については、町民に議会や議員を身近に感じてもらえる効果がある。本町議会が町民からよく指摘される「議会活動は頑張っているようだが、議員の活動が見えない」の対応として今後検討する必要がある。

定例会前の勉強会については、新人議員が議案の要点を習熟できる効果がある。新人議員の研修機会とあわせて検討する必要がある。

また、選挙制度について（国に求める4つの提言）は、本町議会として理解できるものもあり、今後、精査し国に対し意見書を提出するなどの対応も含め検討すべきである。

なお、視察の最後に頂いた田村議長の言葉「これまで積極的に議会改革と活性化に取り組んできたが、やればやるほど議会の敷居が高くなり、なり手が不足する悪循環になる。困ったものだ」が印象的であった。まさに本町議会も同じジレンマに陥っている。今後の議会活性化は、町民との接点を持ちつつも、活動の質を落とさず効率化することの必要性を再確認した。

また、もう一つの課題は議員報酬である。浦幌町議会も本町議会も議員報酬の増額を要望している。議員報酬の増額だけで議員のなり手不足のすべてが解決する訳ではないし、両町議会が要望しているアップ額で議会議員に専念できる環境が整う訳でもないが、我々の次世代の議会議員になろうとする志を持つ者のためにも、まずは一歩ずつではあるが、前進していくことの重要性を確信することのできた視察であった。

なお、今後の見通しとして、浦幌町ではこれまでの取り組みの効果が出たのか、議会モニターの中からの1人を含め新人6人が、平成31年4月に予定される町議会議員選挙に立候補を検討しているとのことであった。議員のなり手不足解消の先駆者としての努力が報われる結果となることを期待するものである。